平成２６年（フ）第９４号
川崎市麻生区片平２丁目３番28号
債務者　鈴木千津子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２　６―204
債務者　竹花　貞男
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月14日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８５号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２　６―204
債務者　竹花　竹子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月14日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１３号
熊本県天草市亀場町亀川1807番地12
債務者　緒方　敏子（旧姓迫中）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月14日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第５８４号
横浜市緑区北八朔町2064番地１　サンフラワーハイツ201号
債務者　大里　卓也
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８８号
横浜市磯子区洋光台１丁目16番４―204号
債務者　寺澤　由美
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０３号
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目６番７号　ハイツプレリュード101
債務者　ネオエイサク
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０４号
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目６番７号　ハイツプレリュード101
債務者　ネオ　愛弓
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６１号
横浜市戸塚区戸塚町3064番地３　ペントメゾン101号
債務者　高橋　岳司
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３８号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目15番15号
債務者　川合　徹也
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６１号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目24番20号　江本方
債務者　河原紀代子
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５７号
横浜市港南区港南台２丁目11番25号　ドミシール美代Ｐ１―103
債務者　奥野　一茂
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１８号
宮崎県延岡市北方町川水流卯100番地
破産者　共進工業有限会社
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２６号
埼玉県志木市中宗岡１丁目19番61号　すこや家・志木、旧住所神奈川県逗子市小坪７丁目８番１号
破産者　平山熊三郎
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２５号
埼玉県上尾市大字向山550番地１　日建シェトワＮＯ４―106
破産者　貴戸　藤夫
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係